

令和5年5月に海難審判所で言い渡された裁決13件が、ホームページに掲載されました(令和5年7月)

区 分	地方海難審判所 (函館1、仙台1、横浜1、神戸2、広島2、門司3、長崎1、那覇2)	13件 17隻
海難種類(件)	衝突4、乗揚4、転覆1、施設等損傷3、遭難1件	計13件
関係船舶(隻)	モーターボート6、貨物船5、漁船3、遊漁船2、旅客船1	計17隻
死 傷 者(人)	死亡なし、行方不明なし、負傷3	計3人

上記事件のうち、神戸地方海難審判所と広島地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました  
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① モーターボートA(2.3トン)モーターボートB(3.15メートル)衝突事件

兵庫県生石鼻南方沖合において、航行中のモーターボートAが漂泊中のモーターボートBに衝突し、B船の同乗者1人が重傷を負った

② 貨物船A(376トン)乗揚事件

山口県柳井港東方の海岸に、貨物船Aが乗り揚げた

海難防止への  
インフォメーション① モーターボートA(2.3トン)モーターボートB(3.15メートル)衝突事件

(兵庫県生石鼻南方沖合において、航行中のモーターボートAが漂流中のモーターボートBに衝突した)

**【海難概要】** 兵庫県生石鼻南方沖合において、モーターボートA(2.3トン、1人乗組、同乗者1人)は、由良港に向けて帰航中、漂流中のモーターボートB(3.15メートル、船舶検査が不要なミニボート、1人乗組、同乗者1人)に衝突し、B船の同乗者1人が重傷を負った

**(航法の適用)**

- ・衝突地点は、特別法である海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法(予防法)が適用される
- ・予防法には航行中の船舶と漂流中の船舶の関係についての航法規定がないことから、**同法第38条及び第39条の船員の常務**が適用される

**《原因等》** 兵庫県生石鼻南方沖合において、A船が航行中、B船が漂流中、

A船:**見張り不十分**で、前路で漂流中のB船を避けなかった(主因)

船長Aは、由良港に向けて帰航する場合、船首死角を生じていたから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど死角を補う見張りを十分に行うべきであった

B船:**見張り不十分**で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった(一因)

**《背景》**

船長A: 周囲を一見して他船を見掛けなかったことから、**前路に航行の支障となる他船はいないと思っていた**

操縦者B: 周囲を一見して船舶を認めなかったことから、**自船に接近する他船はいないと考えていた**

**【発生日時】**

令和3年9月11日11時00分

**【発生場所】**

兵庫県生石鼻南方沖合

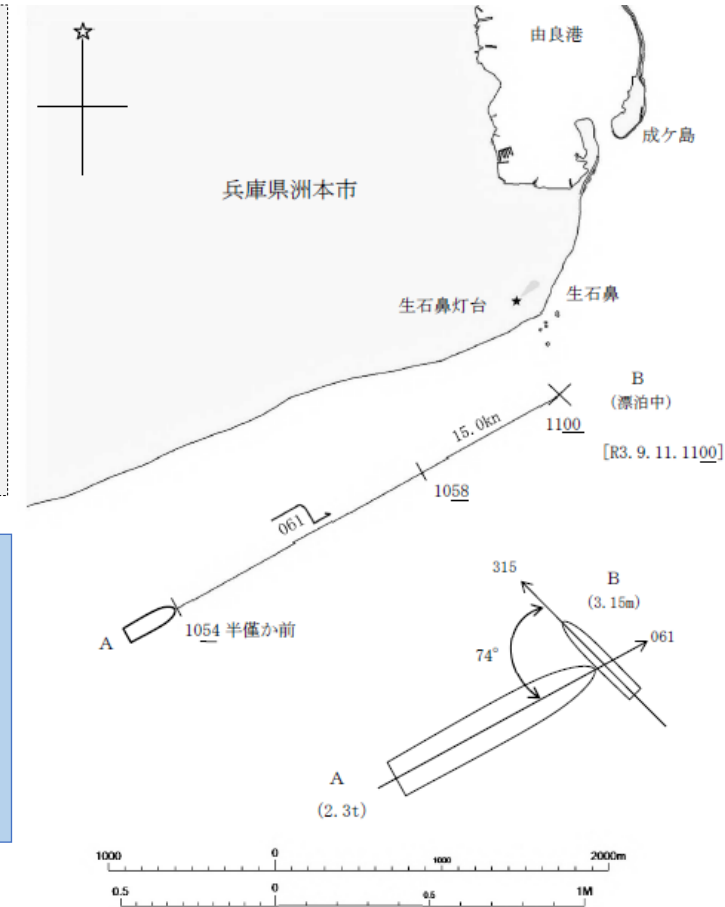
**【死傷者】**

B船:重傷1人(同乗者)

**【損傷等】**

A船:船首外板に擦過傷

B船:右舷中央部チューブに破損、左舷中央部チューブに擦過傷、のち廃船処理された

**【受審人等】**

(A船) 船長: 小型船舶操縦士→1か月業務停止  
(B船) 操縦者: 指定海難関係人なので懲戒対象外

**《懲戒》**

海難防止への  
インフォメーション

## ② 貨物船A (376トン) 乗揚事件

(山口県柳井港東方の海岸に、貨物船Aが乗り揚げた)

**【海難概要】** 夜間、山口県柳井港南方沖合において、貨物船A (376トン、4人乗組、石灰砕砂1,230トン積載) が岩国港に向けて航行中、柳井港東方の海岸に乗り揚げた

**【発生日時】** 令和4年4月7日03時00分

**【発生場所】** 山口県柳井港東方の海岸

**【死傷者】** なし

**【損傷等】** 船底外板に擦過傷、プロペラ翼に欠損等

### (関連情報)

- ・操舵室には、船橋当直者の動きを12分間検知しなければ警報を発する第二種船橋航海当直警報装置が装備されていた
- ・船長Aが居眠りに陥ってからA船が乗り揚げるまでの間、第二種船橋航海当直警報装置は警報を発しなかった

**《原因等》** 夜間、山口県柳井港南方沖合において、居眠り運航の防止措置が不十分で、柳井港東方の海岸に向首進行した

船長Aは、夜間、単独の船橋当直に就き、岩国港に向けて自動操舵により航行中、眠気を催した場合、暖房が効いた状態で椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、操舵室から出て外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべきであった

**《背景》** 船長Aは、2週間の休暇を終えて事件発生の前日午前中に乗船したもので、十分に休養を取っていたことから、まさか居眠りに陥ることはないと思っていた

[受審人]

(A船) 船長：五級海技士(航海) → 《懲戒》 1か月業務停止

\* 本判決は、R5.5.25に言い渡されました。 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

